

24年度 税制改正

✧ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の 必要経費算入特例の延長

中小企業者等が30万円未満の少額減価償却資産を取得した場合の即時償却(合計額300万円が限度)の適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。

平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得した資産。

(適用時期)

✧ 源泉徴収に係る所得税の納期に関する特例の改正

常時雇用者が10人未満等の場合における源泉所得税の納期限に関する特例制度について、7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等につき徴収した所得税の納期限が翌年1月20日(改正前:翌年1月10日)とされました。

平成24年7月1日以降に支払うべき給与等及び退職手当等について適用されます。

(適用時期)

✧ 復興特別所得税(平成25年から平成49年までの 各年分の所得税に係る基準所得税額が対象)

復興特別所得税の納税義務者は …… 個人の方で所得税を納める義務のある方は、復興特別所得税もあわせて納める義務があります。

基準所得税額 …… 居住者はすべての所得に対する所得税額

$$\text{復興特別所得税額の計算} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

✧ 個人住民税の税率の特例

個人住民税均等割について、地方公共団体が実施する防災施策費用の財源として、平成26年度から平成35年度までの道府県民税・市町村民税がそれぞれ500円ずつ引き上げられます。

この結果、標準税率(税額)は5,000円(改正前:4,000円)になります。